

## 環境総合研究センター研究年報 投稿規定

### 1. 刊行の目的

「環境総合研究センター研究年報（以下「研究年報」という）は、様々な分野の環境に関する研究成果を掲載・発表することにより、環境に関する研究と学問の発展に寄与するとともに、持続可能な社会の創造に資することを目的とする。

### 2. 研究年報の構成

特集論文（当面は、編集委員会からの依頼論文により構成）

論文

研究ノート

資料調査報告、その他センターが必要と認めた報告資料

「資料調査報告」は、プロジェクト研究等の成果のうち資料として別に報告する必要があるもの。

「その他」は、シンポジウム・講演会・研究会等の講演録などを想定している。

### 3. 募集原稿

募集するのは、「論文、研究ノート、資料調査報告、その他センターが必要と認めた報告資料」を募集する。

### 4. 投稿資格

センター専任教員、センター研究員、センター客員教員並びに本学教員

プロジェクト研究員

その他編集委員会が適当と認めた者

但し、プロジェクト研究員の投稿原稿については、編集委員会にて審査を行い掲載の可否を決定するが、必要に応じて執筆者にリライトを求めることがある。

### 5. 著作権

研究年報に掲載された論文等の著作権は、センターに帰属する。したがって、他で当該論文等を使用する場合は、センターの許諾が必要となる。

研究年報に掲載された論文等を電子化し、公開する。

写真、図版を他の文献から引用、転載する場合は、著者自身が事前に著作権者から許可を得ること。センターは責任を負わない。

### 6. 抜き刷り

抜き刷りは、30部についてはセンター負担で印刷するが、それ以上必要な場合は30部を超えた分については、実費負担とする。

### 7. 原稿の提出

投稿の場合は、原稿一式2部に所定の原稿送付状を添え、封筒に「年報原稿」と明記して編集委員会宛に提出する。

提出先：〒522-8522 彦根市馬場1丁目1番1号

滋賀大学学術国際課「環境総合研究センター研究年報」編集委員会（宛）

### 8. 校正

- ・著者校正は初稿のみとする。再校以降は編集委員会の責任において行う。
- ・校正は誤植等の修正のみにとどめることとし、頁の増減を伴うような大幅な変更は認めない。

## 環境総合研究センター研究年報 執筆要領

### 1. 表記の原則

- ・投稿原稿はA 4判の用紙を使って、40字×30行程度、あるいは刷り上がりに近い書式（2投組）で、見やすく印字したものを提出する。
- ・原稿の長さは、以下の範囲内とする。
  - 特集論文・論文：200字原稿用紙205枚（1頁2104字、刷り上がり20頁以内）
  - 研究ノート：200字原稿用紙152枚（1頁2104字、刷り上がり15頁以内）ただし、いずれも編集委員会が認めた場合は、この限りではない。
- ・人名・地名などの固有名詞や、年号、数字の表記については統一性を持たせること。
- ・イタリックなど特殊な活字については、その都度指定すること。

### 2. 注・文献

- ・注は、右肩に1)、2)のごとく番号を付し、本文の末尾にまとめて番号順に記載する。
- ・引用文献の記載については、著者の所属分野の習慣とする様式によるが、用法には統一性を持たせること。ただし順序については、和文は五十音順、欧文はアルファベット順で並べること。

### 3. 図・表

- ・原稿に図（写真を含む）表を入れる場合には、挿入箇所について原稿の余白に「図1」「表1」のように朱筆で明記するか、もしくは刷り上がりに近い書式にレイアウトし、適切な箇所に図表を配置する。
- ・図表は、1点400字相当と換算する。
- ・図・表は1点ずつ別紙に、執筆者の責任において版下として使える形に作成し、それぞれに番号とタイトル・説明等を記す。
- ・図版の印刷は白黒を原則とし、カラーを使う場合には、その費用が執筆者の負担となることがある。
- ・著者のオリジナルな制作でないものは、出典を明記するとともに、必要な場合は著作権者の許諾を得ておくこと。なお、「投稿規定」の「5. 著作権」の項を参照のこと。

### 4. 英文要旨・キーワード

- ・英文要旨は、次の順序で記述する。
  - 「タイトル」「著者名」「所属機関名」「要旨（400語程度）」「キーワード（6語程度）」

### 5. その他

- ・ワープロソフトを使用の場合には、電子媒体に投稿者氏名・論文題目・ソフト名を明記したラベルを貼付して、印字原稿とともに提出すること。
- ・原稿は、一式すべてを揃えて、完全原稿として提出すること。
- ・原稿（図表を含む）の返却については、編集委員会は責を負わないので、必ず控えをとっておくこと。
- ・書式の細部については、編集委員会において調整する場合がある。

付記 2007年2月1日修正